

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月7日 23時33分ごろ
発生場所	北海道 ^{おとべ} 乙部町乙部漁港 乙部港北防波堤灯台から真方位015°910m付近 (概位 北緯41°58.7′ 東経140°07.9′)
事故の概要	漁船第八十五 ^{たいあん} 泰安丸は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十五泰安丸、15トン HK2-20680（漁船登録番号）、個人所有 第202-8174号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、北海道奥尻島沖の漁場でいか釣り漁の操業を終えて乙部漁港に向けて帰航を開始し、奥尻海峡を東進していた。</p> <p>船長は、操舵室で単独で操船に当たり、背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で、約8～9ノットの対地速力で自動操舵によって航行を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、本船が変針予定場所を通過して‘乙部漁港内の砂地の浅所’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて目が覚め、主機を中立とした。</p> <p>本船は、本件浅所から自力で脱出することができなかったので、船長が僚船に救援を要請し、同船によって引き出された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.2mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、連日の操業により疲労が蓄積した中、周囲に他船が見当たらなかったのが気が緩み、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、本件浅所に向かって航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、連日の操業により疲労が蓄積した中、周囲に他船が見当たらなかったのが気が緩んだ状態で、背もたれの付いた椅子に腰を掛け</p>

	<p>た姿勢で航行を続けていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、本件浅所に向かって航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・単独で操船する船長は、疲労が蓄積した中、椅子などに腰を掛けた姿勢で航行を続けると、居眠りに陥りやすいので、時々立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。